

令和6年函審第8号

裁 決
漁船A沈没事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年12月5日10時00分

北海道チキウ岬南東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 17トン

登 録 長 15.80メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 569キロワット

3 事実の経過

(1) Aの構造及び設備等

Aは、昭和55年11月に進水し、専らすけとうだら固定式刺し網漁業に従事する一層甲板型のFRP製漁船で、上甲板上に、船首から船首甲板、前部甲板、操舵室及び同室左右両舷側に通路、煙突及び船尾甲板、上甲板下には船首から船首倉庫、第1魚倉、第2魚倉、機関室及び同室両舷側に燃料タンク、船員居住区及び舵機室を配し、操舵室には、同室前面に窓枠によって5分割された旋回窓を装備する窓ガラス、前部中央に舵輪及び自動操舵装置、その左舷側にレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機、右舷側にレーダー2台、GPSプロッター、機関遠隔操縦装置及び機関回転計、前部甲板右舷船首部に揚網機をそれぞれ備えていた。

また、Aは、船首から船尾にかけて、両舷に甲板上高さ約60センチメートル（以下「センチ」という。）のブルワーク、両舷ブルワーク側面それぞれに、上甲板面を下端とする5か所の排水口、上部にFRP製の波よけ板、同甲板から高さ約40センチのところに、幅20センチないし30センチ、長さ約1メートルの敷板約200枚を前部甲板、通路及び船尾甲板全面に敷き詰めた架設甲板（以下「架設甲板」という。）が設けられていた。

(2) 漁獲物等の収納

第1魚倉の容積が3立方メートルないし4立方メートル、第2魚倉の容積が6立方メートルないし7立方メートルそれぞれあったものの、両魚倉が漁獲物の収納に用いられることはなく、漁獲物の収納には、前部甲板の架設甲板上に設けた区画（以下「簡易魚倉」という。）が使用されていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか4人が乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年12月4日20時30分北海道鹿部漁港を発し、チキウ岬南東方沖合約15海里的の漁場に向かった。

a受審人は、23時30分前示漁場に至り、翌5日00時00分チキウ岬灯台から143.5度（真方位、以下同じ。）17.5海里的の地点で、船首を340度に向け、0.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、前日仕掛けた刺し網の揚網を開始したところ、平素の5倍に当たる約15トンの漁獲物があることを知り、06時40分チキウ岬灯台から142.5度16.2海里的の地点で、漁獲物約10トン簡易魚倉に積載したところで、同魚倉が満載状態となったので、また、これまでのように漁獲物を1匹ずつ網から外すのは多大な時間と労力を費やすことから、これまで10トンを超える漁獲物を積載したことはなかったものの、早く水揚げができるよう、漁獲物が掛かったままの刺し網（以下「漁獲網」という。）を船尾部及び左舷側通路の架設甲板上に仮置きすることを思い立ち、速力を0.3ノットに増して揚網を続けた。

簡易魚倉が漁獲物で満載状態となったときa受審人は、第1及び第2両魚倉を空倉にしたまま、漁獲網を船尾部及び左舷側通路の架設甲板上に仮置きすると、重心が著しく上昇するとともに不安定な状態となって船体傾斜を生じ、漁獲網及び既に簡易魚倉に積載していた大量の漁獲物が荷崩れを起こし、同傾斜が助長されて転覆に至るおそれがあったが、漁獲網を均等に積載すれば復原力を確保できるものと思い、漁獲物を第1及び第2両魚倉に収納して重心の上昇を抑制するなど、復原力を確保するための措置を十分にとらず、船尾部及び左舷側通路の架設甲板上に順次漁獲網の仮置きを始めた。

こうして、a 受審人は、簡易魚倉後方で、船首方に身体を向けた姿勢で、漁獲網が揚がってくる状況を見ながら揚網を続け、08時25分左舷側への船体傾斜が発生したことに気付き、08時30分同傾斜が10度に増大したのを知り、乗組員に指示して左舷側通路の架設甲板上に仮置きした漁獲網を投棄して左舷側への船体傾斜を修正しようと試みたものの、漁獲網及び既に簡易魚倉に積載していた大量の漁獲物が荷崩れを起こし、同傾斜が戻らずに30度ないし40度に助長されたので転覆の危険を感じ、僚船に救助を要請し、来援した同船に乗組員全員が移乗したところ、Aは、左舷側への船体傾斜が更に増大して転覆に至り、船内に大量の海水が流入し、10時00分チキウ岬灯台から144.5度15.2海里の地点において、原針路のまま、浮力を喪失して沈没した。

当時、天候は晴れで風力2の西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好で、付近海域には北西方から波高約0.5メートルのうねりを伴う波浪があった。

その結果、Aは、引き揚げられずに廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件沈没は、チキウ岬南東方沖合において、第1及び第2両魚倉を空倉にしたまま、すけとうだら固定式刺し網漁の揚網中、簡易魚倉が漁獲物で満載状態となった際、復原力を確保するための措置が不十分で、漁獲網を船尾部及び左舷側通路の架設甲板上に仮置きし、重心が著しく上昇するとともに不安定な状態となって左舷側への船体傾斜を生じ、同網及び既に簡易魚倉に積載していた大量の漁獲物が荷崩れを起こし、同傾斜が助長されて転覆に至り、船内に大量の海水が流入して浮力を喪失したことによって発生したものである。

a 受審人は、チキウ岬南東方沖合において、第 1 及び第 2 両魚倉を空倉にしたまま、すけとうだら固定式刺し網漁の揚網中、簡易魚倉が漁獲物で満載状態となったのを認めた場合、漁獲網を船尾部及び左舷側通路の架設甲板上に仮置きすると、重心が著しく上昇するとともに不安定な状態となって船体傾斜を生じ、同網及び既に簡易魚倉に積載していた大量の漁獲物が荷崩れを起こし、同傾斜が助長されて転覆に至るおそれがあったのだから、同漁獲物を第 1 及び第 2 両魚倉に収納して重心の上昇を抑制するなど、復原力を確保するための措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁獲網を均等に積載すれば復原力を確保できるものと思い、復原力を確保するための措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同網を船尾部及び左舷側通路の架設甲板上に仮置きし、重心が著しく上昇するとともに不安定な状態となって左舷側への船体傾斜を生じ、漁獲網及び既に簡易魚倉に積載していた大量の漁獲物が荷崩れを起こし、同傾斜が助長されて転覆する事態を招き、船内に大量の海水が流入して浮力を喪失し、沈没させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

函館地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁